

表9 厚生年金保険の適用状況の推移

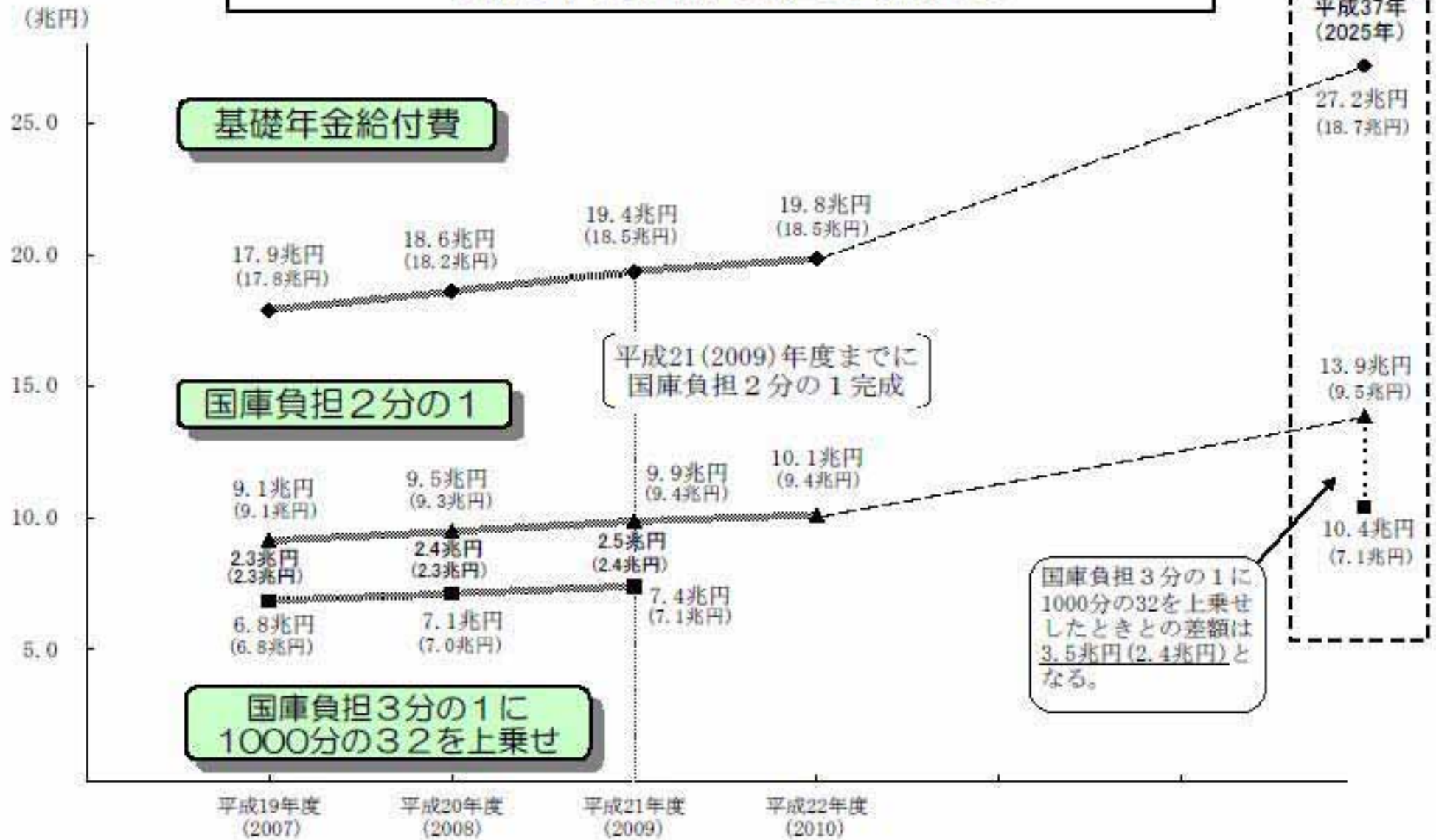
	事業所数 (万)	被保険者数(万人)		育児休業保 険料免除者 (人)	
		総 数	男 子		女 子
平成13年度	165	3,158	2,116	1,042	61,322
14	163	3,214	2,148	1,066	66,938
15	162	3,212	2,137	1,075	71,955
16	163	3,249	2,150	1,099	78,208
17	164	3,302	2,174	1,128	96,941
伸び率 %		△ 1.9	△ 2.0	△ 1.8	8.3
14	△ 1.4	1.8	1.5	2.3	9.2
15	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.5	0.8	7.5
16	0.5	1.2	0.6	2.2	8.7
17	1.0	1.6	1.1	2.7	24.0

	標準報酬月額 の平均(円)				標準賞与額1回あたり の平均(円)			
	総 数	一 般 男 子	女 子	女 子	総 数	一 般 男 子	女 子	女 子
平成13年度	318,679	365,143	224,311					
14	314,489	359,249	224,292					
15	313,893	358,875	224,394		448,210	521,337	293,908	
16	313,679	358,607	225,663		447,714	521,699	291,887	
17	313,204	358,118	226,582		452,344	527,440	294,570	
伸び率 %	△ 0.0	△ 0.2	0.8	0.8				
14	△ 1.3	△ 1.6	△ 0.0	△ 0.0				
15	△ 0.2	△ 0.1	0.0	0.0				
16	△ 0.1	△ 0.1	0.6	0.6	△ 0.1	0.1	△ 0.7	
17	△ 0.2	△ 0.1	0.4	0.4	1.0	1.1	0.9	

- 注1. 「事業所数」は船舶所有者を除く。
 2. 「一般男子」とは、任意継続被保険者、坑内員及び船員を除いた男子のことである。
 3. 「女子」には任意継続被保険者を含まない。

「平成17年度社会保険事業の概況」
(社会保険庁)

基礎年金国庫負担の見通し



(注1) 名目額である。ただし、()内は平成16年度価格である。

(注2) 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。


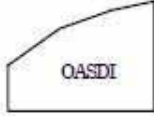
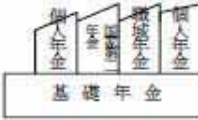

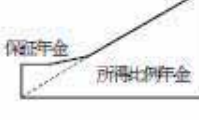
(注3) 基礎年金給付費は平成16年財政再計算・基準ケースの数値である。

国庫負担論議の経過

- 昭和60年改正（中曽根内閣）
基礎年金の給付に要する費用の3分の1に相当する額を国庫で負担。
- 平成元年改正（海部内閣）
国庫負担2分の1引上げについて議論が行われたが、現行の3分の1の国庫負担でも、今後の高齢化に伴う給付費増加により国庫負担額は急激に増加すると見込まれており、消費税が導入されたからといって直ちに引き上げることは困難。[国会にて議論]
- 平成6年改正（村山内閣）
基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることにについて総合的に検討。[改正法附則第2条]
- 平成12年改正（小渕内閣）
当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図る。[改正法附則第2条]
- 平成16年改正（小泉内閣）
基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引上げ。[国民年金法第85条]
平成16年度から引上げに着手し平成21年度までに完全に引き上げる。[改正法附則第15条、第16条]

年金制度の国際比較

(平成19年9月)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て 	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 
対象者	全国民	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民	一般被用者 自営業者(任意加入)等	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民
保険料率 (2007年)	(一般被用者) 14.996% (2007.9～、労使折半) ※第1号被保険料は定額 (2007.4～、月あたり14,100円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人: 11.0% 事業主: 12.8%	19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人: 6.75% 事業主: 9.9%	17.21% 本人: 7.0% 事業主: 10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が 事業主にかかる(老齢年金とは別制度)。
支給開始年齢 (2007年)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金: 60歳 ※男子は2025年までに、女子は2030年までに65歳に引上げ	65歳8ヶ月 ※2027年までに67歳に引上げ	男子: 65歳 女子: 60歳 ※女子は2020年までに65歳に引上げ	65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳	61歳以降本人が選択。(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし	給付費の約2.6% (2004年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等により20%程度	保証年金部分

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2006 / The Americas, 2006
 ・ The Mutual Information System on Social Protection
 ・ 先鋒編の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか

税方式と社会保険方式

		税方式	社会保険方式
基本的な仕組みと特徴		<p>○個人の保険料拠出を必要とせず、拠出にかかわらず国内在住年数等の要件で一律に給付。*「公助」の考え方</p> <p>○恩恵的な性格が強い。</p> <p>○企業の役割が必ずしも明確ではない。</p>	<p>○一定期間にわたって保険料を拠出し、拠出した程度に応じた額の年金を給付。(自律自助) *「自助」を通じた「共助」の考え方</p> <p>○権利的な性格が強い。</p> <p>○企業の役割を明確に位置付け(事業主負担)</p>
負	拠出と給付の関係	○対応関係がないため、不明確。	○全体でも個人単位でも対応し、明確。
	負担する者	○現役世代だけでなく高齢者も一定程度負担する。	○現役世代のみが負担する。
	引上げの現実性	○理解を得にくい。	○税財源よりも理解を得やすい。
担	引上げの実績	租税負担率(対NI) 18.9%(1970)→21.5%(2005)	社会保障負担率(対NI) 5.4%(1970)→14.4%(2005)
	財政運営の安定性	○他政策との競合、景気変動に伴う税収変動等の影響を受けやすい。	○長期的収支計算に基づいて安定的に財政運営。 *保険料も景気変動等の影響を受けるが長期的には給付も連動するので影響は小さい。
給	給付水準	○社会保険方式と比較して低水準になりやすい。	○税方式と比較して満額給付を高水準にしやすい。ただし、保険料拠出が十分でない場合、低年金になる。(低所得者には保険料免除)
	所得制限	○所得水準等による給付制限を行われ易い	○基礎年金には所得制限は馴染まない。
付	生活保護との関係	○生活保護との関係の調整が必要。 *高齢者に対する生活保護を廃止する等。	○生活保護とは役割が異なるので調整は必要ない。(生活保護制度の中で給付額を調整)

(注) 現行の社会保険方式から税方式に移行する場合、

- ・現行の事業主負担がなくなる一方で巨額の税財源が必要になり、医療や介護の財源との関係も含めて整理が必要。
- ・満額の給付額を現行と変更しないのであれば、未納による無年金・低年金者を救済する性格の強い政策になる。逆に、既に保険料を納付したり、既に受給している人に別途給付を行えば、さらに巨額の財源が必要になる。

財源として、税財源をどの程度活用するのかということと、「社会保険方式」か「税方式」か、という議論は同一のものではない。